

[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア法

改正再版テキストのオンライン版

法第730号

2011年取引表示法

2022年1月11日現在

本テキストは、法務長官府による2011年取引表示法の改正版に過ぎません。本テキストは、1968年法改正法[法第1号]第14条第(1)項に基づく法改正委員会の権限に基づき再版されない限り、真正なテキストではありません。

2011年取引表示法

国王裁可日	2011年8月5日
官報掲載日	2011年8月18日
改正法第1639号による最新改正の施行日	2022年1月11日
	<i>過去の再版</i>				
初回再版	2018年

マレーシア法

法第 730 号

2011 年取引表示法

目 次

第I部

序 文

1. 略称及び施行日
2. 解 釈
3. 監督官、副監督官、補助監督官の任命等
4. (削 除)

第II部

虚偽の取引表示の禁止

5. 虚偽の取引表示の禁止
6. 取引表示
7. 虚偽の取引表示
8. (削 除)
9. (削 除)
10. 物品への取引表示の適用
11. (削 除)
12. 供給のための所持

第III部

虚偽の取引表示以外の不実表示

13. 解 釈
14. 物品の価格に関する虚偽の又は誤解を招く表示
15. 税込みとみなされる価格

16. 物品又はサービスの供給又は承認に関する虚偽の表明
17. サービス等に関する虚偽の又は誤解を招く陳述
18. 広告における虚偽の又は誤解を招く陳述
19. 広告主等の責任の推定
20. コンテスト、ゲーム等に関する虚偽の又は誤解を招く陳述
21. 第III部の違反による犯罪

第IV部

防 御

22. 他者の責任による犯罪
23. 私的使用又は家庭内使用に基づく防御
24. 錯誤、事故等に基づく防御
25. 善意での広告の公表

第V部

特定物品の輸入禁止等

26. 虚偽の原産地表示が付された物品の輸入禁止
27. 国外犯罪の教唆

第VI部

用語定義権、情報提供要求権等

28. 定義命令
29. 情報提供のためのマーク表示及び認証に関する命令

第VII部

捜査及び執行

第1章

捜査及び訴え

30. 補助監督官による捜査
31. 補助監督官への訴え

第2章

情報収集権

32. 補助監督官の情報提供要求権
33. 補助監督官の文書保持権
34. 記録へのアクセス
35. 守秘義務
36. 秘匿特権付の通信
37. 虚偽の又は誤解を招く情報、証拠又は文書の提供
38. 記録の破壊、隠蔽、毀損及び改変

第3章

逮捕、捜索及び押収の権限

39. (削 除)
- 39A. 逮 捕 権
40. 施設への立入並びに物品及び文書の検査及び押収を行う権限
41. 捜索令状により施設に立ち入る権限
42. 令状なしでの立入、捜索及び押収の権限
43. 記録された情報又はコンピュータ化されたデータ等へのアクセス
44. 情報漏洩
45. 不備にかかわらず令状が有効であること
46. 押収物目録
47. 物品の没収
48. 押収物の返還
49. 腐敗しやすい物品の押収
50. 押収に起因する費用及び損害賠償は回収不能であること
51. 妨 害
52. 試験的購入の権限
- 52A. 試料採取の権限
53. おとり捜査の証拠の許容性
54. 試料に関する推定及び検査
55. 捜査権限

第VIII部

一般規定

- 56. 免 除
- 56A. 遵守を命じる権限
- 57. 違反による影響を受けない契約
- 58. 市場調査実験
- 59. 一般的罰則
- 60. 犯罪を審理する権限
- 61. 権限の委任
- 62. 訴 追
- 63. 犯罪の宥恕
- 64. 使用人又は代理人の行為について責任を負う者
- 65. 法人による犯罪
- 66. 情報提供に対する報奨金
- 67. 1948年政府機関保護法
- 68. 職員その他の者の保護
- 69. 大臣の規則制定権限
- 70. 廃 止
- 71. 経過措置
別表

マレーシア法
法第 730 号
2011 年取引表示法

この法律は、物品及びサービスの供給に関連する虚偽の取引表示並びに虚偽の又は誤解を招く陳述、行為及び慣行を禁止し、製品又は物品を差別又はボイコットするおそれのある、あるいは何人かが取引又は事業の過程で製品又は物品を使用又は消費することを阻止し、禁止し、妨げ、又はこれに影響を与えるおそれのある陳述、表現又は表示の使用を禁止し、制限し、又はその他の規制若しくは管理を行うことにより、適正な取引慣行を促進し、これに関連又は付随する事項について規定することを目的とする。

[2011 年 11 月 1 日、P.U. (B) 540/2011]

マレーシア議会により以下のとおり**制定された**。

第 I 部

序 文

略称及び施行日

1. (1) 本法は、2011年取引表示法と称することができる。
- (2) 本法は、大臣が官報で告示することにより指定する日に施行される。

解 釈

2. 本法においては、文脈上別段の解釈が要求されない限り、以下のとおりとする。

「本法」には、本法に基づき制定されるあらゆる下位法を含む。

「物品」には、船舶、航空機、車両、動物、植物及び作物並びにあらゆる種類の動産を含む。

「電子的」とは、電気、光学、磁気、電磁気、生体認証、光子又はその他に関する類似の技術を利用することをいう。

「広告」とは、通知の表示によるか、カタログ、価格表、ちらし、ラベル、カードその他の文書若しくは資料によるか、映画、絵画若しくは写真の展示によるか、ラジオ若しくはテレビによるか、又はその他電子的手段を含むあらゆる方法による広告(口頭若しくは書面の

文言又はその他の文書若しくは音声が付されているか又はこれらに関連するかや、出版物において掲載又は発行されているかは問わない。)をいう。

「船舶」とは、航行に使用されるあらゆる小型船及びその他の種類の船を含む。

「貴金属」とは、純金、純銀若しくは純白金、又は金、銀若しくは白金の合金をいう。

「供給」とは、何らかの手段(電子的手段を含む。)により以下を行うことをいう。

- (a) 物品に関しては、物品の販売、交換、リース、貸与又は割賦販売による供給(再供給を含む)
- (b) サービスに関しては、サービスを販売、付与又は提供することによる提供

「大臣」とは、国内取引及び消費者保護を担当する大臣をいう。

「監督官」とは、第3条に基づき任命された取引表示の監督官をいう。

「補助監督官」とは、第3条に基づき任命された取引表示の補助監督官をいう。

「サービス」とは、産業、取引、専門的な内容又はその他に関するものであるかにかかわらず、あらゆる種類のサービスをいうが、サービス契約に基づいて行われるものは含まない。

「施設」とは、固定されたものであるか又はその他の形態のものであるかにかかわらず、何人かによって設置又は設定された場所(囲いがあるか否かを問わない。)をいい、車両、航空機、船舶及びその他の船を含む。

「純度基準」とは、貴金属製の商品に関して、貴金属の重量比1000部に対する純金、純銀又は純白金の重量比をいう。

「公表」とは、広告に関して、何らかの手段(電子的手段を含む。)により、社会又は一般市民に広告を提示することをいう。

「副監督官」とは、第3条に基づき任命された取引表示の副監督官をいう。

監督官、副監督官、補助監督官の任命等

3. (1) 大臣は、公務員の中から、監督官1名と、本法の目的のために必要となりうる数の副監督官、補助監督官及びその他の職員を任命することができる。

- (2) 監督官は、大臣の一般的な指揮監督の下で、自らに課せられた職務を遂行し、付与された権限を行使するものとする。
 - (3) 第(1)項に基づき任命された副監督官、補助監督官及びその他の職員は、監督官の指揮監督の下に置かれるものとする。
 - (4) 副監督官は、監督官に課せられた全ての職務を遂行し、監督官に付与された全ての権限を行使することができる。
 - (5) 監督官及び副監督官は、補助監督官に課せられた全ての職務を遂行し、補助監督官に付与された全ての権限を行使することができる。
 - (6) 本条に基づき任命された職員は、本法に基づき何人かに対して行為する場合、要求に応じて、その職務を表明し、かつ、当該人に対し、監督官が当該職員に携帯を指示した権限証明書を提示しなければならない。
 - (7) 本条に基づき任命された職員は、刑法[法第574号]の定義における公務員とみなされるものとする。
4. (改正法第1607号により削除)。

第 II 部

虚偽の取引表示の禁止

虚偽の取引表示の禁止

5. (1) 以下(a)から(c)のいずれかの行為をした者は、罪を犯したこととなり、有罪決定を受けた場合、以下の適用を受けるものとする。
- (a) 物品に対して虚偽の取引表示を適用した者
 - (b) 虚偽の取引表示が適用された物品を供給し、又は当該物品の供給を申し出る者
 - (c) 虚偽の取引表示が適用された物品を供給のために陳列し、又は供給のために所持し、保管し、若しくは支配下に置く者
- (A) 当該者が法人である場合は、25万リングット以下の罰金に処し、2度目以降の犯罪については50万リングット以下の罰金に処する。
- (B) 当該者が法人でない場合は、10万リングット以下の罰金若しくは3年以下

の拘禁又はその併科に処し、2度目以降の犯罪については25万リングット以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその併科に処する。

- (2) 本条及び本法において使用される用語は、第6条、第7条及び第10条に従って解釈されるものとする。

取引表示

6. (1) 取引表示とは、物品又はその一部について、以下の事項のいずれかを、直接的又は間接的に、何らかの手段によって示すことをいう。

- (a) 性質又は名称
- (b) 数量、長さ、幅、高さ、面積、体積、容量、重量、サイズ又は内径
- (c) 製造、生産、加工又は修理の方法
- (d) 組成
- (e) 目的への適合性、強度、性能、挙動又は精度
- (f) 貴金属製品の純度基準
- (g) 前各号に定めるもの以外の物理的又は技術的特性
- (h) 物品の有効期限
- (i) 何人かによる試験及びその結果
- (j) 前各号に定めるもの以外の品質
- (k) 何人かによる承認、又は何人かによって承認された型式への適合性
- (l) 製造、生産、加工又は修理の場所又は日付
- (m) 物品を製造、生産、加工又は修理した者
- (n) その他の履歴(過去の所有者又は使用状況を含む。)

(2) 第(1)項に定める事項については、以下のとおりとする。

- (a) 動物に関しては、性別、品種又は交配、繁殖能力及び健康状態を含むものとする。
- (b) 精液については、採取元の動物の識別情報及び特性並びに希釈の程度を含むものとする。

(3) 別表に定める法律の規定により、何らかの表示の適用が禁止されている場合(当該法律の要件を満たす物品に適用される場合を除く。)、当該法律の要件に従って適用された当該表示は、虚偽の取引表示とはならない。

(4) 大臣は、官報に掲載する命令により、第(3)項で言及する別表を改正することができる。

(5) 本法の目的において、新聞、書籍若しくは定期刊行物、又は映画、音声若しく

はテレビ放送又はその他の媒体(電子的手段によるものを含む。)で公開された取引表示又は陳述は、広告であるか又は広告の一部を構成する場合を除き、取引表示又は陳述とはみなされないものとする。

虚偽の取引表示

7. (1) 虚偽の取引表示とは、虚偽の程度が重大である取引表示をいう。
- (2) 虚偽ではないものの、誤解を招く、すなわち第6条に定めるいずれかの事項の表示が重大な程度の虚偽と解されるおそれのある取引表示は、虚偽の取引表示とみなされる。
- (3) 取引表示ではないものの、第6条に定めるいずれかの事項の表示が重大な程度の虚偽と解されるおそれのあるものは、虚偽の取引表示とみなされる。
- (4) 物品が、何人かによって指定若しくは認識された基準、又は何人かの承認によって示唆された基準に適合しているとの虚偽表示又は虚偽表示と解されるおそれのあるものは、そのような人又はそのような指定、認識若しくは示唆された基準が存在しない場合は、虚偽の取引表示とみなされる。
8. (改正法第1607号により削除)。
9. (改正法第1607号により削除)。

物品への取引表示の適用

10. (1) ある者又は当該者から授権された者が以下に掲げる行為を行った場合、当該者は、物品に取引表示を適用することとなる。
 - (a) 以下のいずれかに、取引表示を貼付し、添付し、又は何らかの方法で表示し、又は組み込むこと。
 - (i) 物品自体
 - (ii) 物品が供給されるものの中、上、又は物品が供給されるものに付随するもの
 - (b) 物品を、取引表示が貼付、添付、表示され、又は組み込まれたものの中、上、又はそれに付随して設置し、又はそのようなものを物品と共に設置すること。
 - (c) 物品に言及していると解される可能性のある方法で取引表示を使用するこ

と。

- (2) 本法の目的において、口頭による陳述も取引表示の使用に該当する場合がある。
- (3) 物品が、取引表示が使用された要求に従って供給され、その状況から、当該物品がその表示に対応する物品として供給されていると推測することが合理的である場合には、当該物品を供給した者は、その取引表示を当該物品に適用したものとみなされる。

11. (改正法第1607号により削除)。

供給のための所持

12. 類似の表示の同一の物品を3個以上所持し、第6条に基づくものと同一の取引表示を付している者は、当該物品を供給目的で所持しているとみなされる。

第 III 部

虚偽の取引表示以外の不実表示

解 釈

13. 本第III部において、「虚偽の」又は「誤解を招く」とは、何人かを誤認に導きかねない行為、表明、陳述又は慣行を意味する。

物品の価格に関する虚偽の又は誤解を招く表示

14. (1) 物品の供給を申し出る者は、いかなる手段によっても、また、直接間接を問わず、以下の内容の虚偽の又は誤解を招く表示をしてはならない。
 - (a) 当該物品の提供価格が推奨価格以下であるという表示
 - (b) 当該物品につき、実際の提供価格よりも低い価格で供給の申し出がなされているという表示
 - (c) 当該物品につき、他者による提示価格よりも低い価格で供給の申し出がなされているという表示
- (2) 何人かが本条の犯罪について起訴された場合、

- (a) 当該人が提示した物品の価格が他のいかなる者による提示価格よりも低いこと、又は
- (b) 依拠した推奨価格の存在及び条件、若しくは第(3)項の要件が遵守されていること

を立証する責任は、起訴された者が負うものとする。

(3) 本条の適用上、

- (a) 推奨価格に関する表示は、
 - (i) これに反する表明がなされた場合を除き、製造者又は生産者が推奨する価格であることを示すものとして取り扱われ、
 - (ii) これに反する表明がなされた場合を除き、当該物品が提供される地域における小売供給のために一般的に推奨される価格であることを示すものとして取り扱われるものとする。
- (b) 推奨価格に関する表示とみなされる可能性があるものは、全て、かかる表示として取り扱われるものとする。
- (c) 供給可能であるとして物品を広告した者は、当該物品の供給を申し出たものとみなす。

税込みとみなされる価格

15. (1) 広告において物品又はサービスの価格が提示される場合、当該価格は、これに反する表示がある場合を除き、適用される全ての政府の税金及び関税並びにその他諸費用を含むものとみなす。

(2) 第(1)項は、2011年価格管理・反不正所得法[法第723号]第10B条に基づく所定の取引又は事業の過程において行われる広告には適用しないものとする。

* (3) (削除)。

* 注記—第15条第(3)項及び第(4)項は、2018年9月1日施行の2014年物品サービス税法[法第762号]の廃止に伴い、適用されなくなった。2018年物品サービス税(廃止)法[法第805号]第3条参照。

* (4) (削除)。

物品又はサービスの供給又は承認に関する虚偽の表明

16. (1) 何人も、直接間接を問わず、また、いかなる手段によっても、当該人が供給する物品若しくはサービス、又は当該人が採用する方法が、マレーシア国内又は国外において、政府、政府部門、政府機関、国際団体又は国際機関を含む何人かに供給されている又は承認されているものと同種のものである旨の虚偽の表明をしてはならない。

(2) 第(1)項は、取引、事業、職業又は専門職の過程において名称、標章、記章、印章、旗、ペナント、称号、紋章、標識、語句、文字その他の表示形式を使用することを禁止又は制限する成文法の規定を害することなく効力を有するものとする。

サービス等に関する虚偽の又は誤解を招く陳述

17. (1) 何人も、

(A) サービス、宿泊施設又は設備の提供

(B) サービス、宿泊施設又は設備の性質

(C) サービス、宿泊施設又は設備の提供時期、提供方法又は提供者

(D) 提供されるサービス、宿泊施設又は設備に関する、何人かによる審査、承認又は評価

(E) 提供される宿泊施設の所在地又は設備

(F) 提供されるサービス、宿泊施設又は設備の料金又は代金

のうちいずれの事項についても、

(a) 虚偽であることを知っている陳述を行ってはならず、

- (b) 虚偽の陳述を軽率に行ってはならず、
 - (c) 何人かを欺く又は誤解させるおそれのある陳述を行ってはならない。
- (2) 本条の適用上、
- (a) 第(1)項に規定する事項に言及しているか否かを問わず、その事項について虚偽の陳述となり得るものとして解釈されるおそれのある陳述は、当該事項に関する虚偽の陳述とみなされ、
 - (b) 真実か虚偽かを考慮せずになされた陳述は、それを行った者がそれが虚偽である可能性があると感じる理由があったか否かにかかわらず、軽率になされたものとみなされる。
- (3) 何らかの処理若しくは工程の適用又は何らかの修理の実施により構成され又はそれらを含むサービスに関し、第(1)項に規定する事項は、当該処理、工程又は修理の効果を含むものとみなす。

広告における虚偽の又は誤解を招く陳述

18. (1) 何人も、物品又はサービスに関する広告において虚偽の又は誤解を招く陳述を行ってはならない。
- (2) 何人かが本条の犯罪で起訴された場合、当該人が行った陳述が真実であるか又は誤解を招くものではないことを立証する責任は、起訴された者が負うものとする。

広告主等の責任の推定

19. 以下の者は、反対の証明がなされた場合を除き、広告において虚偽の又は誤解を招く陳述を行ったものとみなされる。
- (a) 直接又は間接的に物品又はサービスの供給を申し出た者
 - (b) 当該広告の作成を依頼した者

コンテスト、ゲーム等に関する虚偽の又は誤解を招く陳述

20. 何人も、以下の虚偽の又は誤解を招く陳述を行ってはならない。

- (a) 当該人が提供する物品又はサービスが、コンテスト又は運次第のゲームで勝利することを容易化することができるという陳述
- (b) 以下のいずれかの事実が存在するにもかかわらず、何人かが賞品又はその他同等の利益を既に獲得した、獲得する予定である、又はある特定の行為をすることにより獲得する予定であると陳述すること
 - (i) 賞品又はその他同等の利益が存在しない。
 - (ii) 賞品又はその他同等の利益が、提示されたとおりに提供されない。
 - (iii) 賞品又はその他同等の利益を請求することに関連して行為することが、当該人による金銭の支払い、費用負担、又は不当な条件の負担を条件としている。

第 III 部の違反による犯罪

21. 本第III部のいずれかの規定に違反した者は、罪を犯したこととなり、有罪判決を受けた場合、以下の適用を受けるものとする。
- (a) 当該者が法人である場合は、50万リングット以下の罰金に処し、2度目以降の犯罪については100万リングット以下の罰金に処する。
 - (b) 当該者が法人でない場合は、25万リングット以下の罰金若しくは3年以下の拘禁又はその併科に処し、2度目以降の犯罪については50万リングット以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその併科に処する。

第 IV 部

防 御

他者の責任による犯罪

22. (1) 何人(本条において、以下、「最初に言及された者」という。)かによる犯罪が、他者の行為又は懈怠に起因する場合、当該行為又は懈怠をした他者は、有罪判決を受けたときは、当該犯罪について有罪となるものとする。
- (2) 第(1)項の適用上、何人も、最初に言及された者に対する訴訟の有無にかかわらず、犯罪について起訴され有罪判決を受ける可能性がある。

私的使用又は家庭内使用に基づく防御

23. (1) 犯罪に関する訴訟において、起訴された者が、当該犯罪の実行が私的使用又は家庭内使用を目的としていたことを立証すれば、防御となるものとする。
- (2) 法人が本法上の犯罪について起訴された場合、当該法人は、本条に規定する防御に頼る権利を有しないものとする。

錯誤、事故等に基づく防御

24. (1) 第(2)項に従うことを条件として、犯罪に関する訴訟において、起訴された者が、当該犯罪の実行が
- (a) 当該者の錯誤
 - (b) 当該者へ提供された情報への依拠
 - (c) 他者の行為又は懈怠
 - (d) 事故その他の当該者の支配を超える事由

のいずれかに起因していたこと、及び当該者自身又はその支配下にある者による当該犯罪の実行を回避するため、あらゆる合理的な予防措置を講じ、あらゆる相当の注意を払ったことを立証すれば、防御となるものとする。

- (2) いかなる場合であっても、犯罪の実行が当該者の錯誤、当該者へ提供された情報への依拠、又は他者の行為若しくは懈怠に起因していた旨の主張が防御に含まれる場合には、起訴された者は、裁判所の許可なく、その防御に頼る権利を有しない。ただし、裁判所で起訴された日から14日以内に、起訴された者が、検察官に対し、その時点で保有している当該他者を特定する又はその特定に資する情報を記載した通知書を送達している場合を除く。
- (3) 虚偽の取引表示が適用された物品を供給し、又はその供給を申し出たという犯罪に関する訴訟において、起訴された者が、当該物品が当該表示に適合しないこと、又は当該表示が当該物品に適用されていたことを知らず、かつ、合理的な注意をもってしても確認できなかったことを立証すれば、防御となるものとする。

- (4) 法人が本法上の犯罪について起訴された場合、当該法人は、本条に規定する防御に頼る権利を有しないものとする。

善意での広告の公表

25. 広告の公表を理由とする犯罪に関する訴訟において、起訴された者が以下のことを立証すれば、防御となるものとする。
- (a) 広告の公表又は公表手配を業とする者であること。
 - (b) 通常の業務過程において、公表用として当該広告を受領したこと。
 - (c) 当該広告を公表することが本法上の犯罪にあたることを知らず、また、本法上の犯罪にあたるに疑う理由がなかったこと。

第 V 部

特定物品の輸入禁止等

虚偽の原産地表示が付された物品の輸入禁止

26. 大臣は、マレーシア国外において物品に虚偽の取引表示が付され、その虚偽表示又は付されたとみなされる虚偽表示の一部が当該物品又はその一部の製造、生産、加工又は修理の場所の表示である場合、マレーシアへの物品輸入を禁止する命令を発することができる。

国外犯罪の教唆

27. (1) 第(2)項に従うことを条件として、物品に関する他国における行為であつて、それがマレーシア国内で実行されたとしたら第5条の犯罪にあたるような行為の実行をマレーシア国内で援助し又は誘引した者は、以下のいずれかに該当する場合には、罪を犯したことになる。
- (a) その虚偽の取引表示が、当該物品又はその一部がマレーシアで製造、生産、加工又は修理されたことを示すもの(又はそれを示すものであると解釈される可能性があるもの)である場合
 - (b) その虚偽の取引表示が、
 - (i) 第28条第(1)項第(b)号に基づき発せられた命令により意味を定めら

れた表現(又は表現と解釈される可能性があるもの)により構成されているか、又はそれを含んでおり、かつ

- (ii) その意味が当該命令で定める状況に限って定められたものである場合において、当該取引表示がかかる状況において使用されている場合
- (2) 第56条に基づく命令により、大臣がマレーシア国外の目的地への発送を意図した物品に第5条を適用しないことを定めている場合には、何人も第(1)項の罪を犯したこととはならない。
- (3) 物品に関する他国における行為であって、それがマレーシア国内で実行されたとしたら第26条の犯罪にあたるような行為の実行をマレーシア国内で援助し又は誘引した者は、罪を犯したこととなる。

第VI部

用語定義権、情報提供要求権等

定義命令

28. (1) 大臣は、物品又はサービスに関連して使用される表現を明確な意味を持つものと理解することが

(a) 当該物品の供給若しくは当該サービスの提供を受ける者の利益にかなう、又は

(b) 当該物品を輸出する者の利益にかなない、かつ、マレーシア国内で当該物品の供給を受ける者の利益に反しない

と認めた場合、命令により、以下のいずれについても、かかる意味を定めることができる。

(A) 当該物品若しくはサービスに適用される取引表示として、又はその一部として、取引又は事業の過程において使用される表現

(B) 当該命令で定める状況において、そのように使用される表

現

ある表現についてかかる意味が定められた場合、当該表現は、本法の適用上、第(A)号又は(場合により)第(B)号に定めるとおり使用される場合に、その意味を有するものとみなされる。

- (2) 何人も、第(1)項に規定する命令において定義された表現を、あたかもその表現に付与された定義に従って物品又はサービスが供給されるかのように、当該物品又はサービスの購入又は取得希望者を誤解又は混乱させる目的で当該物品又はサービスの取引表示として使用した場合には、犯罪となる。
- (3) 本条の罪を犯した者は、有罪判決を受けた場合、以下の適用を受けるものとする。
 - (a) 当該者が法人である場合は、500万リングット以下の罰金に処し、2度目以降の犯罪については1,000万リングット以下の罰金に処する。
 - (b) 当該者が法人でない場合は、100万リングット以下の罰金若しくは3年以下の拘禁又はその併科に処し、2度目以降の犯罪については500万リングット以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその併科に処する。

情報提供のためのマーク表示及び認証に関する命令

29. (1) 大臣は、物品又は当該物品に関連するサービスの供給を受ける者の利益のために、
- (a) 当該物品が管轄当局による認証を受けること
 - (b) 当該物品に大臣が定めるマークを表示すること
 - (c) 当該物品にそれに関する情報(取引表示に該当するか否か、また、取引表示を含むか否かを問わない。)又は指示を添付すること

のいずれかが必要又は適当と認めた場合、命令により、当該物品についてかかる認証、表示又は添付がなされることを確保するための要求事項を課し、当該物品の供給を規制又は禁止することができる。当該要求事項は、当該情報又は指示を

提供する形式及び方法も対象とすることができる。

- (2) 何らかの種類の物品について本条に基づく命令が効力を有する場合、取引又は事業の過程において、当該命令に違反して、その種類の物品について

(a) 認証

(b) マーク表示

(c) 供給

(d) 供給の申し出

のいずれかを行った者は罪を犯したこととなり、有罪判決を受けた場合、以下の適用を受けるものとする。

(A) 当該者が法人である場合は、20万リングット以下の罰金に処し、2度目以降の犯罪については50万リングット以下の罰金に処する。

(B) 当該者が法人でない場合は、10万リングット以下の罰金若しくは3年以下の拘禁又はその併科に処し、2度目以降の犯罪については25万リングット以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその併科に処する。

- (3) 本条において、「管轄当局」とは、当該管轄当局の同意を得た上で大臣が指定する管轄当局をいう。

第VII部

捜査及び執行

第1章

捜査及び訴え

補助監督官による捜査

30. 補助監督官は、本法上の犯罪が実行されている又は実行されると疑う合理的な根拠がある場合、本法の適正な執行のために適当と考える捜査を実施することがで

きる。

補助監督官への訴え

31. (1) 補助監督官は、ある者からの訴えに基づき、本法上の犯罪を実行した又は実行している者について捜査を実施することができる。
- (2) この訴えにおいては、申立ての対象となる者、又は申立ての対象となる犯罪が実行された施設、及び申立ての対象となる本法上の犯罪の詳細が明示されるものとする。

第2章

情報収集権

補助監督官の情報提供要求権

32. (1) 本条は、補助監督官が、本第VII部に基づく捜査を実施するにあたり、以下のいずれかの事由があると信ずるに足る理由がある場合に適用される。
- (a) 何人かが、本法に基づく補助監督官の権限及び職務の遂行に関連する情報又は文書を保有している。
- (b) 何人かが、本法に基づく補助監督官の権限及び職務の遂行に関連すると補助監督官が信ずるに足る理由のある証拠を提供することができる。
- (2) 他の成文法のいかなる規定にもかかわらず、補助監督官は、書面による通知をもって、何人に対しても、以下のことを指示することができる。
- (a) 当該通知において定められた期間、方法及び形式に従い、第(1)項に規定する情報又は文書を補助監督官に提供すること。
- (b) 当該通知において定められた期間及び方法に従い、第(1)項に規定する情報又は文書を物理的形式又は電子媒体により補助監督官に提供すること。
- (c) 第(1)項に規定する文書の写し又は抜粋を作成し、当該通知において定められた期間及び方法に従い、当該文書の写し又は抜粋(場合による)を補助監督官に提出すること。

- (d) 当該者が個人の場合、当該通知において定められた日時及び場所で補助監督官のもとへ出頭して、口頭又は書面により情報を提供するとともに、第(1)項に規定する文書を物理的形式又は電子媒体により提出すること。
 - (e) 当該者が法人又は公的機関である場合、当該法人又は機関の関連する適格な役員を、当該通知において定められた日時及び場所で補助監督官のもとへ出頭させて、口頭又は書面により情報を提供させるとともに、第(1)項に規定する文書を物理的形式又は電子媒体により提出させること。
 - (f) 当該者が組合である場合、当該組合の組合員又は従業員である個人を、当該通知において定められた日時及び場所で補助監督官のもとへ出頭させて、口頭又は書面により情報を提供させるとともに、第(1)項に規定する文書を物理的形式又は電子媒体により提出させること。
 - (g) 当該通知において定められた期間、方法及び形式に従い、第(1)項に規定する情報又は文書について説明する陳述を補助監督官に対して行うこと。
- (3) 補助監督官が第(2)項に基づき何人かに文書提出を指示した場合において、当該人が当該文書を保有していないときは、当該人は、
- (a) 自己の知る限り、また信ずる限りにおいて、当該文書が存在する可能性のある場所を述べるものとし、
 - (b) 自己が知る限り、また信ずる限りにおいて、当該文書を最後に保有していた者を特定し、自己が知る限り、また信ずる限りにおいて、その最後に言及された者が存在する可能性のある場所を述べるものとする。
- (4) 第(2)項又は第(3)項に基づき情報の提供を指示された者は、提供する情報が真実、正確かつ完全であることを確保するものとし、その旨の明示的な表明(提供する情報が不実又は誤解を招くものとなるような他の情報を認識していない旨の宣言を含む。)を行うものとする。
- (5) 本条に基づき補助監督官が行った指示に従うことを拒否し、又は従わなかった者は、罪を犯したことになる。

補助監督官の文書保持権

33. (1) 補助監督官は、その必要と認める期間中、本第VII部に基づき取得した文書を

占有し、これを保持することができる。

- (2) 当該文書を提供した者は、可能な限り速やかに、補助監督官が当該文書の真正な写しであることを証明した写しの交付を受ける権利を有する。
- (3) 他の成文法の規定にかかわらず、当該文書の証明付の写しは原本と同様に証拠として認められる。
- (4) 補助監督官は、当該文書を保持する必要がなくなつたと確信した場合、可能な限り速やかに、当該文書をその提供者に返還することができる。

記録へのアクセス

34. (1) 何人も、いずれかの時点で補助監督官から指示されたときは、補助監督官が本法に基づく補助監督官の職務又は権限を遂行する目的で当該人の帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物にアクセスすることを許可するものとする。
- (2) 第(1)項の指示に従わない者は、罪を犯したことになる。

守秘義務

35. (1) 本法の規定により取得した特定の企業又は個人の業務に関する秘密の情報又は文書を開示又は利用した者は、罪を犯したことになる。
- (2) 第(1)項の規定は、以下のいずれかの場合においては、情報の開示を妨げない。
 - (a) 情報又は文書を提供した者の同意を得て開示される場合
 - (b) 提供された情報がその情報源を特定できない形で構成されている状況において開示される場合
 - (c) 当該情報が既に公知である場合
 - (d) 監督官、副監督官又は補助監督官の職務又は権限の遂行を促進するために開示される場合
 - (e) 本法に基づく手続きの中で合理的に開示される場合であつて、当該開示が、当該手続きを担当している監督官、副監督官又は補助監督官の指示に反し

てなされるものではない場合

(f) 本法上の犯罪の捜査に関連して開示される場合

- (3) 本条において「秘密の情報」とは、何人かに帰属する取引、事業又は産業上の情報であって、経済的価値があり、他者が一般的に入手可能ではなく、他者が一般的に認知していないものをいう。

秘匿特権付の通信

36. (1) 何人も、1950年証拠法[法第56号]第126条に従い開示を防ぐことのできる、専門家たる法律顧問とその依頼者との間の通信について、本第VII部の規定に基づき提出又は開示を要求されることはないものとする。

- (2) (a) 監督官が第33条に基づき弁護士に対して情報又は文書に関する要求を行い、かつ

(b) 当該情報又は文書の中に、弁護士としての立場における当該弁護士若しくはその代理人により、又は弁護士としての立場における当該弁護士に対して行われた秘匿特権付の通信が含まれる場合、

当該弁護士は、当該通信を受けた者、又は自ら若しくは代理人を通じて当該通信を行った者(当該者が財産保全管理下にある法人又は清算手続き中の法人である場合は、場合により管財人又は清算人)が当該弁護士が当該要求に応じることに同意していない限り、当該要求に従うことを拒否する権利を有する。ただし、当該弁護士は、当該要求に従うことを拒否する場合には、当該通信を受けた者、又は自ら若しくは代理人を通じて当該通信を行った者の氏名及び住所を、直ちに書面で監督官に提出するものとする。

虚偽の又は誤解を招く情報、証拠又は文書の提供

37. 補助監督官による捜査の過程において、関連する情報、証拠若しくは文書を開示しない者、その提供を怠った者、又は虚偽である若しくは誤解を招くものであることを知っている、若しくはそう信ずる理由がある情報、証拠若しくは文書を提供した者は、罪を犯したことになる。

記録の破壊、隠蔽、毀損及び改変

38. 保管又は保持されている帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物について、補助監督官を欺く意図をもって、又は本法に基づく

補助監督官による捜査の実施若しくは権限の行使を阻止、遅延若しくは妨害する意図をもって、以下のいずれかの行為をした者は、罪を犯したことになる。

- (a) 破壊、隠蔽、毀損又は改変
- (b) 送付若しくは送付の試み、又は他者との共謀による当該者の施設からの移動若しくはマレーシア国外への送付

第3章

逮捕、搜索及び押収の権限

39. (改正法第1607号により削除)。

逮捕権

- 39A. (1) 補助監督官は、本法第5条、第16条、第17条、第20条又は第51条の犯罪を実行した又は実行しようとしていると合理的に信じる者については、令状なしで逮捕することができる。
- (2) 第(1)項に基づき逮捕を行った補助監督官は、不要な遅滞なく、当該者を最寄りの警察署に連行するものとし、その後、当該者は、警察官によって逮捕された場合と同様に、刑事訴訟法[法第593号]の規定に従って取り扱われるものとする。

施設への立入並びに物品及び文書の検査及び押収を行う権限

40. (1) 補助監督官は、あらゆる合理的な時間帯において、以下の権限を行使することができる。
- (a) 本法上の犯罪が実行されたか否かを確認する目的で、物品を検査し、居住専用施設以外の施設に立ち入ることができる。
 - (b) 本法上の犯罪が実行されたと信ずるに足る相当な理由がある場合、当該犯罪が実行されたか否かを試験その他の方法により確認する目的で、物品を押収し留置することができる。
 - (c) 本法上の犯罪に関する手続きにおいて証拠として必要になる可能性があると思ふに足る理由がある物品又は文書を押収し留置することができる。

- (d) 本項に基づく物品押収権を行使する目的で、ただし、本法の規定及び本法に基づく命令の規定が適切に遵守されることを確保するために合理的に必要な場合及び程度に限り、権限を有する者に対し、容器をこじ開ける又は自動販売機を開けることを要求することができ、当該者が要求に従わない場合には自らこれを行うことができる。
- (2) 本条に基づく権限を行使して物品又は文書を押収する補助監督官は、それらを押収される者に通知を行うものとし、自動販売機から押収される物品の場合には、当該自動販売機に所有者として氏名及び住所を記載されている者、又は氏名及び住所が記載されていない場合には、当該自動販売機が設置されている若しくは固定されている敷地の占有者に通知を行うものとする。
- (3) 本条に基づく権限を行使して補助監督官が押収する物品又は文書をその発見場所から移動することが、その性質、大きさ又は量を理由として現実的ではない場合、補助監督官は、当該物品又は文書をその発見場所である施設又は容器の中で何らかの方法で封印することができ、正当な権限を持たない者が、当該封印を破る、改ざんする、若しくは損傷すること、当該物品若しくは文書を移動すること、又はそれを試みることは、犯罪となるものとする。

搜索令状により施設に立ち入る権限

41. (1) 治安判事は、宣誓に基づく書面情報に基づき、必要と認める調査を経た上で、何人かが本法上の犯罪を実行した又は実行していると信ずるに足る合理的な根拠があり、犯罪捜査の実施に必要な証拠又は物が施設内で発見される可能性があると判断した場合、令状を発行して、当該令状において指定される補助監督官に対し、補助の有無にかかわらずいつでも当該施設に立ち入る権限、及び必要であれば強制力を用いてかかる証拠又は物を搜索し押収する権限を付与することができる。
- (2) 本条により施設に立ち入る補助監督官は、必要と認めるその他の者及び装備を同行させ、又は持参することができ、前項に基づく令状により立ち入った施設を立ち去る際は、当該施設が占有されていない、又は占有者が一時不在である場合には、当該施設を、発見時と同等の効果的な不法侵入防止策が講じられた状態にするものとする。
- (3) 第(1)項の一般性を損なうことなく、治安判事が発行する令状は、実行されたものと疑われる犯罪に関する情報を含む、若しくはかかる情報を含むと合理的に

疑われる、又はその他犯罪捜査の実施に必要な、帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物の捜索及び押収を許可することができる。

- (4) 第(1)項に基づき捜索を実施する補助監督官は、犯罪の捜査を目的として、敷地内又は敷地上にいる者の身体捜索を行うことができる。
- (5) 第(4)項に基づき身体捜索を行う補助監督官は、当該者の所持品のうち必要な衣類以外の全ての物、及び犯罪の道具又は証拠であると信ずるに足る理由があるその他の物を押収又は占有し、安全な場所に保管することができ、当該物は、裁判所がその処分を命ずるまで留置することができる。
- (6) 本条に基づき押収された帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物を移動することが、その性質、大きさ又は量を理由として現実的ではない場合、押収を実施した補助監督官は、当該帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物が発見された施設又は容器を何らかの方法で封印するものとする。
- (7) 正当な権限を持たずに、第(6)項で言及された封印を破り、改ざんし、若しくは損傷し、封印された帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品若しくは物を移動し、又はそれを試みた者は、罪を犯したことになる。

令状なしでの立入、捜索及び押収の権限

42. 補助監督官は、入手した情報に基づき、第41条に基づく捜索令状の取得の遅れにより、捜査に悪影響が及ぶ、又は侵害若しくは犯罪の実行の証拠が改ざん、除去、損傷若しくは破壊されるおそれがあると信ずるに足る相当な理由があると確信した場合、施設に立ち入り、施設の中で、施設上で、及び施設に関して、第41条に規定する全ての権限を、同条に基づき発行された令状により許可された場合と同様に、完全かつ十分に行使することができる。

記録された情報又はコンピュータ化されたデータ等へのアクセス

43. (1) 第41条又は第42条に基づく権限を行使する補助監督官は、コンピュータに保存されているか否かを問わず、あらゆる記録された情報又はコンピュータ化若しくはデジタル化されたデータへのアクセスを認められるものとする。
- (2) 補助監督官は、その権限を行使するにあたり、以下を行うことができる。

- (a) 当該情報若しくはデータに関連して使用されている又は使用されたと疑うに足る相当の理由があるコンピュータ及び関連する装置又は資料の運用を検査及び確認すること。
- (b) 以下の者に対し、本条の適用上必要な合理的な援助を行うよう要求すること。
 - (i) 自ら又は代理人を通じて当該コンピュータを使用している又は使用していたと当該補助監督官が疑うに足る相当の理由がある者
 - (ii) 当該コンピュータ、装置又は資料の運用に責任を負う、又はその他の形で関与する者
- (3) 補助監督官は、必要と認める場合、記録された情報、コンピュータ化されたデータ又はデジタル化されたデータのコピーを作成し、又はそれらからの抜粋を行うことができる。
- (4) 本条において、「アクセス」には、必要なパスワード、暗号化コード、復号化コード、ソフトウェア又はハードウェア、その他記録された情報及びコンピュータ化されたデータ又はデジタル化されたデータの理解を可能とするために必要なあらゆる手段の提供を受けることを含む。

情報漏洩

44. (1) 以下のいずれかに該当する者は、罪を犯したことになる。
- (a) 補助監督官が、本法に基づき、若しくは本法のために実施中若しくは実施予定である捜査に関連して行動していること、若しくは行動しようとしていることを知りながら、又はそう疑うのに足る理由がありながら、その捜査又は予定されている捜査に支障をきたすおそれのある情報その他の事項を他者に開示した者
 - (b) 本法に基づき補助監督官への開示がなされたことを知りながら、又はそう疑うのに足る理由がありながら、当該開示の後に実施される可能性のある捜査に支障をきたすおそれのある情報その他の事項を他者に開示した者
- (2) 第(1)項の規定は、弁護士又はその使用人が、情報その他の事項を以下のとおり開示することを犯罪とするものではない。

- (a) 当該弁護士の専門的職務の過程において、当該弁護士の専門的職務のために、依頼者への助言の提供に関連して依頼者又はその代理人に開示すること。
 - (b) 法的手続きの検討中に、又は法的手続きに関連して、法的手続きのために、何人かに開示すること。
- (3) 第(2)項は、違法な目的を促進する意図をもって開示される情報その他の事項については適用されない。
- (4) 本条の犯罪についてある者に対し提起された訴訟において、以下のことを立証すれば、防御となる。
- (a) 当該者が、第(1)項第(b)号における開示が捜査に支障をきたすおそれがあると知らなかった、又は疑わなかったこと。
 - (b) 当該者が、開示を行う正当な権限又は合理的な理由を有していたこと。
- (5) 補助監督官その他の者は、本法の執行又は執行の意図に関連して行為する過程で行ったいかなる事柄についても、本条の罪を犯したことはならない。

不備にかかわらず令状が有効であること

45. 本法に基づき発行された搜索令状は、当該令状又は当該令状の申請におけるいかなる不備、誤り又は脱漏にもかかわらず、有効かつ執行可能であるものとし、当該令状に基づき押収された帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物は、本法に基づくあらゆる手続きにおいて証拠として認められるものとする。

押収物目録

46. (1) 第(2)項に規定する場合を除き、本第VII部に基づき帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物が押収された場合、押収を実施した補助監督官は、可能な限り速やかに、押収物目録を作成し、当該補助監督官の署名を付した当該目録の写しを、搜索された施設の占有者、又はその代理人若しくは使用人に対し、直ちに、当該施設で交付するものとする。
- (2) 当該施設が占有されていない場合、押収を実施した補助監督官は、可能な限り、

当該施設において、押収物目録を目立つように掲示するものとする。

物品の没収

47. (1) 本法に基づき付与された権限の行使により押収された物品は全て、没収の対象となるものとする。
- (2) 本法に基づき付与された権限の行使により押収された物品の没収又は返還の命令は、それに関する訴追が行われた裁判所が行うものとし、本法上の犯罪が実行されたこと、及び当該物品が当該犯罪の目的物であったか又はその実行に用いられたことが裁判所の満足いく程度に証明された場合には、当該犯罪について有罪判決を受けた者がいない場合であっても、当該物品の没収命令がなされるものとする。
- (3) 本法に基づき付与された権限の行使により押収された物品について訴追がなされない場合、当該物品は、取得され、押収の日から一暦月を経過した時点で没収されたものとみなされる。ただし、当該期日の前に、以下に定める方法により当該物品に対する権利主張がなされた場合は、この限りではない。
- (4) 当該物品の所有者であること、及び当該物品が没収の対象とならないことを主張する者は、自ら、又は書面で授権された代理人を通じて、当該物品を請求する旨を書面により補助監督官に通知することができる。
- (5) 当該通知を受領した場合、補助監督官は、当該請求を監督官に付託するものとし、監督官は、当該物品の返還若しくは没収を指示すること、又は補助監督官に対して当該事案を裁判所の決定に付託するよう指示することができる。
- (6) 当該事案を付託された裁判所は、当該物品の所有者であると主張する者及び当該物品を押収された者に対し、当該裁判所への出頭を命じる召喚状を発行するものとし、当該者が出頭した場合、又は召喚状の適法な送達が証明された上で出頭しなかった場合、当該事案の審理を行い、本法上の犯罪が実行されたこと、及び当該物品が当該犯罪の目的物であったか又はその実行に用いられたことが証明された場合には、その没収を命じるものとし、かかる証明がなされない場合には、その返還を命ずることができる。
- (7) 没収された物又は没収されたとみなされる物は、全て、補助監督官に引き渡され、監督官の指示に従って処分されるものとする。

- (8) 本法により付与された権限の行使により押収された物品が腐敗しやすい性質のものである場合、又は当該物品の保管が不当な費用及び不便を伴う場合、当該物品はいつでも売却することができ、売却代金は本条に基づく訴追又は請求の結果に従って処理される。

押収物の返還

48. (1) 本法に基づき帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物が押収された場合、押収を実施した補助監督官は、当該帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品若しくは物が本法に基づく手続きのために他に必要とされないこと、又は他の成文法に基づく訴追のために必要とされないことを確信した場合、当該帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物を、その返還を受ける正当な権利を有すると認める者へ返還することができ、この場合、当該帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物の押収及び返還が誠実に実施されたときは、押収を実施した補助監督官、又は連邦政府、監督官、若しくは連邦政府若しくは監督官に代わって行為する者は、いかなる者による手続きについても責任を負わないものとする。
- (2) 第(1)項に基づき返還を実行する補助監督官は、返還の状況及び理由を詳細に記載した書面による記録を作成するものとする。

腐敗しやすい物品の押収

49. 本法により付与された権限の行使により押収された物品が腐敗しやすい性質のものである場合、又は当該物品の保管が不当な費用及び不便を伴う場合、当該物品は補助監督官がいつでも売却することができ、売却代金は本条に基づく訴追又は請求の結果に従って処理される。

押収に起因する費用及び損害賠償は回収不能であること

50. 何人も、本法に基づき付与された権限の行使又はその行使と称する行為により押収された帳簿、記録、計算書、文書、コンピュータ化されたデータ、物品又は物に関する裁判所でのいかなる手続きにおいても、当該押収が相当の理由なく実施された場合を除き、当該手続きの費用を回収し又は損害賠償その他の救済を受ける権利を有しないものとする。

妨 害

51. 以下の者は、罪を犯したことになる。

- (a) 本法に基づき、又は本法により課された職務若しくは付与された権限の執行において補助監督官が立ち入ることのできる施設に補助監督官が立ち入ることを拒否する者
- (b) 本法に基づき、又は本法により課された職務若しくは付与された権限の執行において補助監督官が実施することのできる立入の実施において、補助監督官を暴行、妨害、阻害し、又は遅延させる者
- (c) 本法上の犯罪若しくは犯罪の疑いに関する情報、又は当該者が合理的に要求されるその他の情報であって、当該者が知っている又は提供権限を有するものを、補助監督官に提供することを拒否する者

試験的購入の権限

52. 補助監督官は、本法及び本法に基づく命令の規定が遵守されているか否かを判断するために適当と認められる物品の購入を行う権限を有するものとする。

試料採取の権限

- 52A. (1) 補助監督官は、分析の目的で、支払いをすることなく、いかなる物品についても、当該物品の製造、生産、販売若しくは輸入を行う者、又はその代理人若しくは使用人に対し当該物品の試料を要求し、又はそれらの者から当該物品の試料を選定、採取若しくは取得することができる。
- (2) 補助監督官が第(1)項に基づき行った要求に従うことを拒否した者は、罪を犯したことになる。

おとり捜査の証拠の許容性

53. (1) 本規定と反する内容の法規則又は本法その他の成文法の規定にかかわらず、おとり捜査官が何人かによる本法上の犯罪の実行を教唆しようとした又は教唆した場合において、その教唆の試み又は教唆が、当該人に対する証拠の確保のみを目的としていたときは、その教唆の試み又は教唆をしたことのみをもって当該おとり捜査官が信用に値しないと推定されることはないものとする。
- (2) 本規定と反する内容の法規則又は本法その他の成文法の規定にかかわらず、また、おとり捜査官が補助監督官である場合であっても、本法上の犯罪について後に訴追されることとなる者が当該おとり捜査官に対して行った口頭又は書面による陳述は、当該者の審理において証拠として認められるものとする。

試料に関する推定及び検査

54. (1) 本法上の犯罪の対象である物品が、同じ種類の二つ以上の包装又は容器から発見された場合、反対の証明がなされるまで、全ての包装又は容器が同じ性質、数量及び品質の物品を含むものと推定される。
- (2) 本法の規定に違反する物品又はその他の理由により押収の対象となる物品を含む包装又は容器が押収された場合、押収された各包装又は容器の内容物のうち、1パーセント又はサンプル5個以上のうちいずれか少ない方を開封して検査すれば足りるものとする。
- (3) 裁判所は、当該包装又は容器に含まれる残りのサンプルが、検査されたサンプルと同じ性質のものであると推定するものとする。

捜査権限

55. 本法上の犯罪に関する捜査を行う補助監督官は、刑事訴訟法[法第593号]が定める、押収可能事件における警察捜査に関する権限の全部又は一部を行使することができる。

第 VIII 部

一般規定

免 除

56. 大臣は、官報に掲載する命令により、当該命令で定める条件に従って、以下に対する本法の規定の適用を免除することができる。
- (a) 何らかの者又は何らかの区分の者
- (b) 以下のいずれかを目的とする、何らかの種類の商品
- (i) マレーシア国外の目的地への発送
- (ii) 当該命令に記載された特定の用途又は用途

遵守を命じる権限

- 56A. (1) 監督官は、ある者が本法の規定に違反している、違反した、又は違反しようとしていると信ずるに足る合理的な根拠がある場合、当該者に対し、違反を停止

し、違反を差し控え、又はそれ以上の違反を差し控えることを求める命令を行うことができる。

- (2) 第(1)項に基づき行われた命令の写しが、当該命令に記載された全ての者に送達されるものとし、当該命令は、その送達後直ちに効力を生ずるものとする。
- (3) 本条の適用上、送達は、交付送達又は受取通知付書留郵便、ファクシミリ送信、その他当該命令がそこに記載された者に書面で伝達されることとなる伝達手段によって行うことができる。
- (4) 第(1)項に基づく命令を行う権限は、監督官本人又は監督官が書面により権限を付与した職員が行使することができる。
- (5) 監督官又は監督官が書面により権限を付与した職員が本条に基づき発した命令に従わない者は、罪を犯したことになる。

違反による影響を受けない契約

57. 本法の規定に違反したことのみを理由として、物品の供給に関する契約が無効又は執行不能となることはないものとする。

市場調査実験

58. (1) 本条において、「市場調査実験」とは、以下のものについて人々(本条において、以下「参加者」という。)の意見を確認することを目的として実施される活動をいう。
 - (a) 物品
 - (b) 物品を入れて、物品を載せて、又は物品とともに供給される物
 - (c) 物品又は当該物の外観その他の特性
 - (d) 物品が供給される際の名称又は説明
- (2) 本条は、以下の条件を満たす市場調査実験に適用される。
 - (a) 実験の過程で物品の供給を受ける参加者に対し、当該物品の供給時又はその前に、当該物品が第(1)項に定める目的のために供給される旨が通知されていること。

- (b) 参加者が、当該物品又は比較のために供給される物品について、金銭又は金銭的価値のあるものによる対価を提供しないこと。
- (3) 本条の適用を受ける市場調査実験の過程において参加者又はその他の者に供給される又は供給が申し出られる物品については、第5条及び第28条を適用しないものとする。

一般的罰則

59. 本法上の犯罪であって、明示的に罰則を定められていないものを実行した者は、有罪判決を受けた場合、以下の適用を受けるものとする。
- (a) 当該者が法人である場合は、2万5,000リングット以下の罰金に処し、2度目以降の犯罪については5万リングット以下の罰金に処する。
 - (b) 当該者が法人でない場合は、1万リングット以下の罰金若しくは1年以下の拘禁又はその併科に処し、2度目以降の犯罪については2万リングット以下の罰金若しくは3年以下の拘禁又はその併科に処する。

犯罪を審理する権限

60. 本規定と反する内容の成文法の規定にかかわらず、本法上の犯罪について審理し、当該犯罪に対する完全な処罰を科す権限はセッションズ裁判所が有するものとする。

権限の委任

61. (1) 監督官又は副監督官は、本法に基づくその権限、職務又は機能の全部又は一部を、書面により、補助監督官に委任することができ、いつでも当該委任を取り消すことができる。
- (2) 第(1)項に基づく委任は、委任した権限、職務又は機能を監督官又は副監督官がいつでも行使することを妨げるものではない。

訴 追

62. 検察官の同意なく、本法上の犯罪について又はこれに関連して、訴追してはならないものとする。

犯罪の宥恕

63. (1) 監督官は、検察官の書面による同意を得た上で、本法上の犯罪を実行した者から、当該犯罪に対する最高罰金額を超えない額の金銭を、宥恕の申し出において定める期間内に受領することにより、当該犯罪を宥恕することができる。
- (2) 第(1)項に基づく申し出は、犯罪が実行された後、ただし当該犯罪について訴追がなされる前のいかなる時点においても行うことができ、申し出において定められた期間内、又は監督官が認める延長期間内に、申し出において定められた金額が支払われない場合には、申し出において定められた期間の満了時に、申し出を受けた者に対し当該犯罪について訴追することができる。
- (3) 第(1)項に基づく支払いを受けた場合、当該犯罪に関して、当該者に対し訴追してはならない。
- (4) 第(1)項に基づく支払いを受けた場合、監督官は、当該事件において押収した物品を没収又は返還することができる。
- (5) 第(1)項に基づき受領した金銭は、その全額が連邦統合基金に納付されるものとする。

使用人又は代理人の行為について責任を負う者

64. ある者の使用人又は代理人が罪を犯し、又は何らかの行為(当該者自身がそれをした又は怠ったとしたら本法上の犯罪に該当する行為)をした若しくは怠った場合、当該者は、当該犯罪について知らなかったとしても、当該犯罪について有罪とみなされ、当該犯罪に対する罰則の適用を受けるものとする。ただし、当該者が以下のいずれかを証明した場合は、この限りではない。
- (a) 訴えの対象となった作為又は不作為が、当該使用人の雇用又は当該代理人の代理権の通常範囲内に属するものではなかったこと。
- (b) 訴えの対象となった作為又は不作為が、当該者の同意又は黙認なく行われ又は怠られたものであり、かつ、当該者が、当該作為又は不作為を防止するために、事件の全事情を考慮して払うべきであったあらゆる注意を払っていたこと。

法人による犯罪

65. (1) 法人が本法上の罪を犯した場合、当該犯罪の時点で、当該法人の取締役、最

高経営責任者、最高執行責任者、管理者、秘書役、その他類似の役職にあった者、かかる立場で行為していると称していた者、いかなる方法若しくは程度であれ当該法人の業務の管理について責任を負っていた者、又はかかる管理を補助していた者は、

- (a) 個別に、又は同一の訴訟において当該法人と共同で訴追される可能性があり、
 - (b) 当該法人が当該犯罪について有罪と認定された場合、当該犯罪について有罪とみなされるものとする。ただし、その立場における当該者の職務の性質及び全ての事情を考慮した上で、当該者が以下のことを証明した場合は、この限りではない。
 - (i) 当該犯罪が当該者の認識、同意又は黙認なく実行されたこと。
 - (ii) 当該犯罪の実行を防止するために、当該者があらゆる合理的な予防措置を講じ、相当の注意を払っていたこと。
- (2) 何人かが、当該人の作為、不作為、怠慢又は懈怠について、本法に基づき処罰又は制裁を受けるべき場合、当該人は、当該人の従業員若しくは代理人、又は代理人の従業員による同様の各作為、不作為、怠慢又は懈怠について、それらが以下のいずれかに該当する場合には、同じ処罰又は制裁を受けるべきものとする。
- (a) 当該人の従業員が業務の執行中に犯したものである。
 - (b) 当該代理人が当該人に代わって行為しているときに犯したものである。
 - (c) 当該代理人の従業員が、当該代理人における業務の執行中に、又はその他当該人に代わって行為する当該代理人を代表して犯したものである。

情報提供に対する報奨金

66. 罰金を伴う有罪判決の場合、罰金を科した裁判所は、訴追担当官の申請に基づき、裁判所が適当と認める割合で、ただしいかなる場合も当該罰金の二分の一を超えない範囲で、有罪判決につながった情報を提供した者に罰金の一部を支払うよう指示することができる。

1948年政府機関保護法

67. 監督官、副監督官、補助監督官又は第3条に基づき任命された職員が当該資格において誠実に行った若しくは犯した行為、怠慢若しくは懈怠、又は誠実に犯した不作為に関する、それらの者に対する訴訟、訴追又は手続きについては、1948年政府機関保護法[法第198号]が適用されるものとする。

職員その他の者の保護

68. いかなる裁判所においても、
- (a) 監督官、副監督官、補助監督官又はその他の者に対し、本法の施行を目的として命じられた又は行われた行為に関して、また、
 - (b) その他の者に対し、監督官の命令、指示又は指図に基づき当該者が行った又は行ったとされる行為に関して(ただし、当該行為が誠実になされ、かつ当該行為の意図された目的のために必要であると合理的に信じた上でなされた場合に限る。)、

訴訟又は訴追を提起、開始又は続行してはならない。

大臣の規則制定権限

69. (1) 大臣は、本法の規定をより効果的に実施するために適切又は必要と認める規則を制定することができる。
- (2) 第(1)項の一般性を損なうことなく、以下の全て又は一部の目的のために規則を制定することができる。
- (a) 取引又は事業の過程において使用される表現又は表示の意味を定めること。
 - (b) 取引又は事業の過程において使用される陳述、表現又は表示の使用を禁止し、制限し又はその他の方法で規制若しくは管理すること。
 - (c) 取引又は事業の過程において使用される表現又は表示の使用に関して課される手数料を定めること。
 - (d) 取引又は事業の過程において使用される登録簿又は記録の維持について規定し、当該登録簿又は記録に記載すべき事項を定めること。

- (e) 本法に基づき定められる事項を規制する目的で使用される様式を定めること。
- (f) 貴金属で作られる商品の純度基準を定め、当該純度基準に関連して取引又は事業の過程において使用される表現又は表示の使用を規制又は管理すること。
- (g) 本法に基づき制定された規則のいずれかの規定の違反又は不遵守について、25万リングット以下の罰金又は5年以下の拘禁を科す罰則を定めること。

廃 止

70. 1972年取引表示法 [法第87号] は廃止する。

経過措置

71. 第70条に基づく1972年取引表示法の廃止にかかわらず、
- (a) 1972年取引表示法(以下「廃止法」という。)により若しくは廃止法に基づき任命若しくは創出された、又は本法の施行直前に廃止法の下で存在若しくは継続していた全ての者、物及び状況は、本法の下において、かつ本法に従うことを条件として、廃止法が廃止されなかった場合と同様の地位、効力及び効果を引き続き有するものとする。
 - (b) 特に、第(a)号の一般性に影響を及ぼすことなく、かかる廃止は、廃止法に基づき又は廃止法によって発出又は制定されて本法の施行直前に効力を有していた任命、命令、規則及び規制に影響を及ぼすものではなく、当該任命、命令、規則及び規制は、引き続き有効であるものとし、本法に基づき又は本法により発出又は制定された任命、命令、規則又は規制により置き換え又は廃止されるまで、当該各任命、命令、規則及び規制が本法に基づき本法により発出又は制定された場合と同様に効力を有し続けるものとする。
 - (c) 本法の施行直前に廃止法の下で実行された犯罪について何人かが訴追又は処罰を受ける責任は一切影響を受けず、当該犯罪の訴追は廃止法に従って行われるものとする。
 - (d) 廃止法に基づく係属中の法的手続き、刑事訴追、捜査又は懲戒手続きは、廃止法に基づき継続されるものとする。

- (e) いかなる成文法における廃止法への言及も、本法への言及と解釈されるものとし、いかなる成文法における廃止法の特定の規定への言及も、当該特定の規定と可能な限り対応する本法の規定への言及と解釈されるものとする。

別表

[第6条第(3)項]

1952年薬物販売法 [法第368号]

マレーシア法

法第 730 号

2011 年取引表示法

改正一覧

改正法	略称	施行日
改正法第1545号	2017年取引表示(改正)法	2018年1月1日
改正法第1607号	2019年取引表示(改正)法	s. 3: 2011年11月1日 2019年12月27日
改正法第1639号	2021年取引表示(改正)法	2022年1月11日

マレーシア法

法第 730 号

2011 年取引表示法

改正条項一覧

条 項	改正根拠	施 行 日
2	改正法第1545号	2018年1月1日
	改正法第1607号	2019年12月27日
4	改正法第1607号	2019年12月27日
5	改正法第1607号	2019年12月27日
6	改正法第1607号	2019年12月27日
8	改正法第1607号	2019年12月27日
9	改正法第1607号	2019年12月27日
11	改正法第1607号	2019年12月27日
12	改正法第1607号	2019年12月27日
15	改正法第1545号	2018年1月1日
39	改正法第1607号	2019年12月27日
39A	改正法第1639号	2022年1月11日
52A	改正法第1639号	2022年1月11日
54	改正法第1639号	2022年1月11日
56	改正法第1639号	2022年1月11日
56A	改正法第1639号	2022年1月11日
69	改正法第1639号	2022年1月11日